

単 価	適用基準等	備 考
公共工事設計労務単価 設計業務委託等技術者単価	令和6年3月 通知文	国土交通省及び経済産業省の単価を準 用。双方にある単価については、国土交 通省の単価を準用。
一般的な材料単価	物価資料単価 (令和5年4月号)	物価資料とは「Web 建設物価(一財)建設物 価調査会」及び「積算資料(電子版)(一 財)経済調査会」等を指す。複数に記載が ある場合は安価な単価を採用。
市場単価	物価資料別冊単価 (令和5年4月号)	物価資料別冊とは「土木コスト情報(一 財)建設物価調査会」、「土木施工単価 (一財)経済調査会」、「建築コスト情報 (一財)建設物価調査会」、「建築施工単 価(一財)経済調査会」等を指す。双方に 記載がある場合は安価な単価を採用。
見積り単価	令和6年3月時点の 単価	見積り単価とは、物価資料単価等に記載 がない場合に見積りにより採用する単価 を指す。なお、算定方法については、(表 -1)に掲げる積算基準に準じる。